

山口県報

令和5年
3月14日
(火曜日)

目次

○条例

山口県公文書等管理条例	一
山口県種苗条例	一八
山口県部制条例の一部を改正する条例	二二
山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	二二
知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	二四



山口県公文書等管理条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

山口県条例第一号

山口県公文書等管理条例

目次

第一章 総則（第一条―第三条）
第二章 公文書の管理

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例	二四
山口県道路路占用料徴収条例の一部を改正する条例	三七
山口県収入証紙条例の一部を改正する条例	四四
山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例	四四
子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例	四六
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	四六
指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	四八
指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	五〇
幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	五一
幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	五一
山口県農林総合技術センター条例等の一部を改正する条例	五三
山口県工業用水道条例の一部を改正する条例	五七
山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例	五八
山口県立博物館条例の一部を改正する条例	五九

第一節 文書等の作成（第四条）

第二節 公文書の整理等（第五条—第十三条）

第三章 特定歴史公文書の保存、利用等（第十四条—第三十二条）

第四章 山口県公文書管理委員会

第一節 設置等（第三十三条—第三十五条）

第二節 審査請求に係る調査審議の手続（第三十六条—第四十二条）

第五章 雑則（第四十三条—第四十六条）

第六章 罰則（第四十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、歴史資料として重要な文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（知事、警察本部長、公営企業管理者、議会の議長の職務を行う者、実施機関の委員長（教育委員会にあっては、教育長）及び委員、県が設立した地方独立行政法人の役員、実施機関の事務局その他の事務部局及び実施機関の管理に属する機関の職員並びに実施機関の附属機関を組織する委員その他の構成員をいう。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）

(以下「文書等」という。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 特定歴史公文書

三 山口県文書館(以下「文書館」という。)その他規則で定める施設において、規則で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの(前号に掲げるものを除く。)

3 この条例において「歴史公文書」とは、公文書のうち、歴史資料として重要な公文書として規則で定める基準に該当するものをいう。

4 この条例において「特定歴史公文書」とは、第九条第一項又は第四十五条第三項の規定により知事に移管された文書等をいう。

5 この条例において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 公文書

- 二 特定歴史公文書

(他の法令との関係)

第三条 公文書等の管理については、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第二章 公文書の管理

第一節 文書等の作成

第四条 実施機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、第十二条第一項に規定する公文書管理規程で定める事項について、文書等を作成しなければならない。

第二節 公文書の整理等

(整理)

第五条 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、規則で定めるところにより、当該公文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「簿冊」という。）にまとめなければならない。

3 前項の場合において、実施機関は、規則で定めるところにより、当該簿冊について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 実施機関は、第一項及び前項並びに第八条第一項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、規則で定めるところにより、延長することができる。

5 実施機関は、簿冊及び単独で管理している公文書（以下「簿冊等」という。）について、保存期間（延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書に該当するものにあつては知事への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

（保存）

第六条 実施機関は、簿冊等について、当該簿冊等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

い。

（簿冊管理簿）

第七条 実施機関は、簿冊等の管理を適切に行うため、規則で定めるところにより、簿冊等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（山口県情報公開条例（平成九年山口県条例第十八号。以下「情報公開条例」という。）第七条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「簿冊管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、規則で定める期間未満の保存期間が設定された簿冊等については、この限りでない。

2 実施機関は、簿冊管理簿について、第十二条第一項に規定する公文書管理規程で定めるところにより、当該実施機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。（保存期間を満了した簿冊等の取扱い）

第八条 実施機関は、簿冊等の保存期間が満了した場合であつて当該簿冊等を引き続き当該実施機関において保存する必要があると認めるとき

は、新たに保存期間及び保存期間の満了する日の設定（以下「新保存期間等の設定」という。）をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による新保存期間等の設定をしない場合であつて、第五条第五項の規定による定め（以下「移管等の定め」という。）と異なる措置をとる必要があると認めるときは、当該移管等の定めを変更しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定により移管等の定めを変更する場合であつて、移管の措置を変更して廃棄の措置をとるべきことを定めようとするときは、あらかじめ、当該移管等の定めに係る簿冊等にまとめられた公文書が歴史公文書に該当するか否かについて、文書館の長の意見を聴かなければならない。

第九条 実施機関は、保存期間が満了した簿冊等について、前条第一項の規定により新保存期間等の設定をする場合を除き、移管等の定めに基づき、知事に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により、保存期間が満了した簿冊等を廃棄しようとするときは、前条第三項の規定により文書館の長の意見を聴いた場合を除き、あらかじめ、当該簿冊等にまとめられた公文書が歴史公文書に該当するか否かについて、文書館の長の意見を聴かなければならない。

3 実施機関は、第一項の規定により簿冊等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、前条第三項又は前項の意見を付して、その旨を知事に報告しなければならない。

4 知事は、前項の規定による報告があつた場合において、実施機関が廃棄しようとする簿冊等にまとめられた公文書が歴史公文書に該当すると認めるときその他特に保存の必要があると認めるときは、当該実施機関に対し、当該簿冊等を廃棄しないよう求めるものとする。

5 実施機関は、前項の規定による求めがあつたときは、当該簿冊等について、移管等の定めを変更し、又は新保存期間等の設定をしなければならない。

6 実施機関は、第一項の規定により知事に移管する簿冊等について、第十五条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

（管理状況の報告等）

第十条 実施機関は、簿冊管理簿の記載状況その他の公文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告しなければならない。

2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

3 知事は、第一項に定めるもののほか、公文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、実施機関に対し、公文書の管理

について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。

(公文書管理指針)

第十一条 知事は、実施機関における公文書の管理が第四条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、公文書の管理に関する指針（以下「公文書管理指針」という。）を定めなければならない。

2 公文書管理指針には、公文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 作成に関する事項
- 二 整理に関する事項
- 三 保存に関する事項
- 四 簿冊管理簿に関する事項
- 五 移管又は廃棄に関する事項
- 六 管理状況の報告に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理が適正に行われることを確保するために必要な事項

3 知事は、公文書管理指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(公文書管理規程)

第十二条 実施機関は、公文書管理指針を参酌して、公文書の管理に関する規程（以下「公文書管理規程」という。）を定めなければならない。

2 実施機関は、公文書管理規程を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(文書管理システムの利用)

第十三条 実施機関は、公文書の管理を効率的に行うため、文書管理システム（電子計算機及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせたものをいう。）の集合体であつて、文書等の收受、処理及び施行その他公文書の取扱いに関する事務を一体的に処理するよう構成されたものをいう。）の利用に努めなければならない。

第三章 特定歴史公文書の保存、利用等

(特定歴史公文書の保存等)

第十四条 知事は、特定歴史公文書について、第二十九条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 知事は、特定歴史公文書について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

3 知事は、特定歴史公文書に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書の分類、名称、移管をした実施機関の名称、移管を受けた時期及び保存場所その他の特定歴史公文書の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

（特定歴史公文書の利用請求及びその取扱い）

第十五条 知事は、特定歴史公文書について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 情報公開条例第七条第一号に掲げる情報

ロ 情報公開条例第七条第三号に掲げる情報

ハ 情報公開条例第七条第六号に規定する事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、同号イ又はホに掲げるおそれがあるもの

ニ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書を移管した実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

二 当該特定歴史公文書の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は知事が当該原本を現に使用している場合

2 知事は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書が同項第一号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書が公文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書に第九条第六項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 知事は、第一項第一号に掲げる場合であっても、同号イからニまでに掲げる情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(本人情報の取扱い)

第十六条 知事は、前条第一項第一号イの規定にかかわらず、同号イに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書につき同号イに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(利用請求の手続)

第十七条 利用請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用請求書」という。）を知事に提出してしなければならない。

- 一 利用請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- 二 第十四条第四項の目録に記載された利用請求をしようとする特定歴史公文書の名称
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 知事は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、知事は、利用請求をした者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(利用請求に対する措置)

第十八条 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定（以下「利用決定」という。）をし、利用請求をした者に対し、その旨及び利用に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該特定歴史公文書の全部を利用させる旨の決定をする場合であつて規則で定めるときは、口頭により通知することができる。

2 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させないときは、その旨の決定をし、利用請求をした者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限)

第十九条 前条各項の決定（以下「利用決定等」という。）は、利用請求があつた日から三十日以内にななければならない。ただし、第十七条

第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、知事は、利用請求をした者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限の特例)

第二十条 利用請求に係る特定歴史公文書が著しく大量であるため、利用請求があつた日から六十日以内にその全てについて利用決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、知事は、利用請求に係る特定歴史公文書のうち相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、知事は、同条第一項に規定する期間内に、利用請求をした者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの特定歴史公文書について利用決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第二十一条 利用請求に係る特定歴史公文書に第三者（国、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第二項に規定する独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求をした者以外の者をいう。以下同じ。）に関する情報が記録されている場合には、知事は、利用決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 知事は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書の利用をさせようとする場合であつて、当該情報が情報公開条例第七条第一号口又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 知事は、特定歴史公文書であつて第十五条第一項第一号ニに該当するものとして第九条第六項の規定により意見を付されたものについて利用決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書を移管した実施機関に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 知事は、第一項又は第二項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書について利用決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、知事は、その決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

（利用の方法）

第二十二条 知事が特定歴史公文書を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書を利用させる場合にあっては、当該特定歴史公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

（手数料）

第二十三条 写しの交付により特定歴史公文書を利用する者は、山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）に定めるところにより、手数料を納入しなければならない。

（審査請求及び山口県公文書管理委員会への諮問）

第二十四条 利用決定等又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、知事に対し、審査請求をすることができる。

2 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項の規定は、適用しない。

3 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、山口県公文書管理委員会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

（諮問をした旨の通知）

第二十五条 知事は、前条第三項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

二 利用請求をした者（利用請求をした者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

三 当該審査請求に係る特定歴史公文書の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第二十六条 第二十一条第四項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

一 利用決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

二 審査請求に係る利用決定等（利用請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させる旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

（利用の促進）

第二十七条 知事は、特定歴史公文書（第十五条の規定により利用させるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

（移管元実施機関による利用の特例）

第二十八条 特定歴史公文書を移管した実施機関がその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書について利用請求をした場合には、第十五条第一項第一号の規定は、適用しない。

（特定歴史公文書の廃棄）

第二十九条 知事は、特定歴史公文書として保存されている文書等が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、当該文書等を廃棄することができる。

（保存及び利用の状況の公表）

第三十条 知事は、特定歴史公文書の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

（利用等規則）

第三十一条 知事は、特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄が第十四条から第二十三条まで及び第二十七条から前条までの規定に基づき適切に

行われることを確保するため、特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則（以下「利用等規則」という。）を定めなければならない。

2 利用等規則には、特定歴史公文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 保存に関する事項
- 二 一般の利用に関する事項
- 三 特定歴史公文書を移管した実施機関による当該特定歴史公文書の利用に関する事項
- 四 廃棄に関する事項

（知事の権限の委任）

第三十二条 知事は、この章（第二十四条から第二十六条まで及び前条を除く。）に規定する事項に関する知事の権限に属する事務を、規則で定めるところにより、文書館の長に委任することができる。

第四章 山口県公文書管理委員会

第一節 設置等

（設置）

第三十三条 公文書等の管理に関する重要事項についての調査及び審議並びに公文書等の管理に関する事項についての建議に関する事務を行わせるため、山口県公文書管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員五人以内で組織する。
 - 3 委員は、公文書等の管理に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
 - 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
 - 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。
- （委員会への諮問）

第三十四条 知事は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

- 一 この条例（第三十二条及び前条第五項を除く。）に基づく規則の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- 二 公文書管理指針の制定又は変更（規則で定める軽微な変更を除く。）の立案をしようとするとき。

三 第二十九条の規定による廃棄をしようとするとき。

(資料の提出等の求め)

第三十五条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める場合には、知事又は実施機関に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第二節 審査請求に係る調査審議の手続

(委員会の調査権限)

第三十六条 委員会は、必要があると認めるときは、知事に対し、審査請求に係る特定歴史公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、委員会に対し、その提示された特定歴史公文書の開示を求めることができない。

2 知事は、委員会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、知事に対し、審査請求に係る特定歴史公文書に記録されている情報の内容を委員会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、委員会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、委員会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は知事(以下「審査関係人」という。)にその主張を記載した書面(以下「主張書面」という。)又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第三十七条 委員会は、審査関係人の申立てがあったときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第三十八条 審査関係人は、委員会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、委員会が主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第三十九条 委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第三十六条第一項の規定により提示された特定歴史公文書を閲覧さ

せ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第三十七条第一項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。
(提出資料の写しの送付等)

第四十条 委員会は、第三十六条第三項若しくは第四項又は第三十八条の規定による主張書面又は資料の提出があったときは、当該主張書面又は資料の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該主張書面又は資料を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査関係人は、委員会に対し、委員会に提出された主張書面又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を委員会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 委員会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る主張書面又は資料を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 委員会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第四十一条 委員会の行う審査請求に係る調査及び審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第四十二条 委員会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第五章 雑則

(研修)

第四十三条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

2 知事は、実施機関が前項の研修を行うための資料の提供その他必要な援助をするものとする。

(組織の見直しに伴う公文書の適正な管理のための措置)

第四十四条 実施機関は、当該実施機関について統合、廃止等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する公文書について、統合、廃止等の組織の見直しの後においてこの条例の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

(刑事訴訟に関する書類等の取扱い)

第四十五条 次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める規定は、適用しない。

一 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)第五十三条の二第三項に規定する訴訟に関する書類(次項において「刑事訴訟に関する書類」という。)

二 刑事訴訟法第五十三条の二第四項に規定する押収物 この条例の規定

2 実施機関は、当該実施機関が保有する刑事訴訟に関する書類であつて、歴史資料として重要なもの(以下この条において「歴史刑事訴訟書類」という。)の適切な保存のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、必要があると認めるときは、知事に協議し、その同意を得て、歴史刑事訴訟書類を知事に移管することができる。

4 実施機関は、前項の規定により知事に移管する歴史刑事訴訟書類について、利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

5 前項の規定により意見が付された歴史刑事訴訟書類について利用請求があつたときは、第十五条の規定にかかわらず、知事は、その利用の制限を行うものとする。

(規則への委任)

第四十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

第四十七条 第三十三条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第四章第一節(第三十三条第四項及び第三十四条第三号を除く。)の規定及び附則第十一項中山口県文書館条例(昭和三十九年山口県条例第五十六号)第三条の改正規定(同条第一号の改正規定、同条第五号の改正規定(「行なう」を「行う」に改める部分を除く。))及び同条に次の一号を加える改正規定を除く。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に作成し、又は取得した文書等について適用する。
- 3 実施機関は、この条例の施行の際現に当該実施機関が定めた基準による保存期間が設定されている公文書又は公文書の集合物（以下「既存の簿冊等」という。）で当該保存期間を満了してなお保有しているもののうち、引き続き当該実施機関において保存する必要があるものについては、第八条第一項の規定の例により新保存期間等の設定をし、第五条第五項の規定の例により保存期間が満了したときの措置を定めて保存しなければならない。この場合においては、同条第四項の規定の例により保存期間を延長することができる。
- 4 既存の簿冊等で実施機関が保存期間を満了してなお保有しているものうち、引き続き当該実施機関において保存する必要がないものの取扱いについては、第九条の規定の例による。この場合において、同条第一項中「移管等の定めに基づき、」とあるのは「当該簿冊等にまとめられた公文書が歴史公文書に該当するものについては」と、「又は」とあるのは「それ以外の簿冊等については」と、同条第五項中「移管等の定めを変更し」とあるのは「知事に移管し」とする。
- 5 実施機関は、既存の簿冊等で保存期間を満了していないものについては、第五条第四項の規定の例により当該保存期間を延長することができる。この場合においては、同条第三項の規定の例により保存期間の満了する日を設定するとともに同条第五項の規定の例により保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。
- 6 実施機関は、既存の簿冊等で保存期間を満了していないもの（前項の規定により保存期間を延長したものを除く。）の保存期間が満了したときは、第八条第一項の規定の例により新保存期間等の設定をすることができる。この場合においては、第五条第五項の規定の例により保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。
- 7 既存の簿冊等で保存期間を満了していないもの（前二項の規定により保存期間を延長し又は新保存期間等の設定をしたものを除く。）の保存期間が満了したときの取扱いについては、前項の規定により新保存期間等の設定をする場合を除き、第九条の規定の例による。この場合においては、附則第四項後段の規定を準用する。
- 8 既存の簿冊等で附則第三項からこの項までの規定により新保存期間等の設定をし又は保存期間を延長したものの保存期間が満了したときの取扱いについては、第八条及び第九条の規定の例による。
- 9 この条例の施行の際現に図書館において保存されている歴史公文書に相当する文書等並びに附則第四項及び第七項並びに前項の規定により知事に移管された既存の簿冊等については、特定歴史公文書とみなす。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

10 山口県使用料手数料条例の一部を次のように改正する。
別表第一の2の表一の項の次に次のように加える。

二の	特定歴史公文書の写しに 関する事務	特定歴史公文書の写し 料	<p>複写機により用紙 (日本産業規格A列 三番までのものに 限る。)に複写した ものを交付する場 合</p> <p>電磁的記録に記録さ れた事項を用紙(日 本産業規格A列三番 までのもの)に限 る。)に出力したも のを交付する場合</p> <p>電磁的記録を光デ ィスク(日本産業規 格X〇六及びX六 二八一に適合する直 径百二十ミリメー ルの光ディスクの再 生装置で再生するこ とが可能なものに 限る。)に複写した ものを交付する場 合</p> <p>その他の方法により 交付する場合</p>	<p>一枚につき</p> <p>一枚につき</p> <p>一枚につき</p> <p>一回につき</p>	<p>十円 にあつては、二十円)</p> <p>十円 にあつては、二十円)</p> <p>四十円</p> <p>実費に相当する額</p>
<p>備考</p> <p>用紙の両面に複写し、又は出力したものを交付する場合の手数料の金額は、 片面を一枚として算定する。</p>					

11 (山口県文書館条例の一部改正)
山口県文書館条例の一部を次のように改正する。

第一条中「(以下「文書」という。)」を削る。

第三条中「行なう。」を「行う。」に改め、同条第一号中「文書」を「山口県の記録並びに県内の歴史に関する文書及び記録(以下「文書」という。)」に改め、同条第三号及び第四号中「行なう」を「行う」に改め、同条第五号中「文書」の下に「及び特定歴史公文書(山口県公文書等管理条例(令和五年山口県条例第一号)第二条第四項に規定する特定歴史公文書をいい、同条例附則第九項の規定により特定歴史公文書とみなされる同条第二項に規定する文書等及び同条例附則第三項に規定する既存の簿冊等を含む。以下同じ。)」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第六号及び第七号中「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一号を加える。

八 知事から委任された特定歴史公文書に関する事務を行うこと。

山口県種苗条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第二号

山口県種苗条例

本県は、三方が海に開け、多様な地勢、気象及び土壌条件に恵まれていることから、地域の特色を生かした多彩な農産物が生産されてきた。長州藩が行った大規模な新田開発等によって飛躍的に伸びた水稻の生産を基幹とする本県農業は、明治維新の原動力となっただけでなく、県民の豊かな食生活と暮らしを支え、沿岸部から山間部までの美しい農村風景と豊かな食文化を生み出してきた。

また、水稻、野菜、果樹及び花き等の多彩な農産物はもちろんのこと、近年県が独自に開発し国際的にも高く評価された花き等の品種や種苗の産地は、県民共通の貴重な財産となっている。これらは、生産者、流通関係者、加工関係者や消費者が、他県に先駆け協働して推進してきた本県独自の「地産・地消」の取組とともに、次世代に引き継いでいくべきものである。

一方、近年の気候変動や国際情勢の変化に伴って、食料供給に係るリスクが顕在化しており、国産農産物の安定供給の重要性が再認識されてきている。また、国内で開発された品種が海外へ流出して多額の被害が生じる事例も確認されている。

このような状況の中で、本県農産物の競争力を強化し、現在及び将来の県民への食料の安定的な供給を維持し、県民の誇りとなる新たな農産物を育成するには、県民の理解を促進しつつ、生産者や関係者が一体となって、本県独自の品種開発や優良な種苗の安定供給に取り組む必要が

ある。

また、生産者や関係者による取組などの情報を積極的に発信し、県民と産地の情報を共有することにより、優れた県産農産物の需要の拡大につなげていくことが求められている。

ここに私たちは、本県農業の持続的な発展に向けて、優良な種苗の安定供給及び品種の開発と保護に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、優良な種苗の安定供給について、基本理念を定め、並びに県の責務並びに種苗を生産する者及び種苗の生産に関係する団体の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、種苗の品質の確保及び種苗の安定的な生産を図り、もって山口県の農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 主要農作物 稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう。
- 二 園芸作物 野菜、果樹及び花きをいう。
- 三 奨励品種 主要農作物及び園芸作物の品種のうち、第六条第一項の規定により決定されたものをいう。
- 四 種苗 植物の個体の全部又は一部で繁殖の用に供されるものをいう。

(基本理念)

第三条 優良な種苗の安定供給は、次に掲げる事項を基本理念として、県、種苗を生産する者（以下「種苗生産者」という。）及び種苗の生産に関係する団体（以下「種苗生産関係団体」という。）が相互に協力して行われなければならない。

- 一 優良な種苗の安定供給は、食料の安定供給及び農産物の品質の確保に不可欠であること。
- 二 奨励品種の種苗の生産は、優良な種苗の安定供給において重要な役割を果たしていること。
- 三 奨励品種の種苗の産地及び県が開発した優良な品種は、県民共通の財産であること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、優良な種苗の安定供給に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、奨励品種の種苗の生産に必要な体制の整備を行うものとする。

3 県は、優良な種苗の安定供給に関する施策の推進に当たっては、種苗生産関係団体と連携を図るものとする。

(種苗生産者及び種苗生産関係団体の役割)

第五条 種苗生産者は、優良な種苗の安定供給に必要な知識の修得及び技術の向上に努めるものとする。

2 種苗生産関係団体は、県と連携して、種苗生産者に対する優良な種苗を安定的に供給するための指導に努めるとともに、種苗の継続的な供給のための体制の整備に努めるものとする。

(奨励品種の決定)

第六条 知事は、主要農作物及び園芸作物の品種のうち、県内に普及すべき優良な品種を奨励品種として決定するものとする。

2 知事は、奨励品種を決定するに当たっては、需要の動向、品種の特性その他の事情を勘案するとともに、必要な調査及び試験を行うものとする。

(奨励品種の種苗の供給)

第七条 奨励品種の種苗を生産する者及び種苗生産関係団体は、農産物の需要の見通し、種苗の供給の状況その他の事情を勘案し、県と連携して奨励品種の種苗の供給を行うよう努めるものとする。

2 知事は、奨励品種の優良な種苗の生産のため、原種苗(種苗の生産を行うために必要な種苗をいう。以下同じ。)及び原原種苗(原種苗の生産を行うために必要な種苗をいう。)の生産その他必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、奨励品種の優良な種苗の安定供給のため、種苗生産関係団体と連携して、奨励品種の種苗を生産する人材の確保及び育成並びに種苗の供給が円滑に行われるための環境の整備に努めるものとする。

(主要農作物の奨励品種の種苗の審査)

第八条 知事は、主要農作物の奨励品種の種苗(知事が生産した原種苗を用いて生産するものに限る。)を生産する者から請求があったときは、当該種苗を生産するほ場及び当該ほ場において生産された種苗の審査を行わなければならない。

2 種苗生産関係団体は、前項の審査の実施に協力するものとする。

3 知事は、第一項の審査の基準その他必要な事項を定めるものとする。

(助言及び指導)

第九条 知事は、種苗生産者及び種苗生産関係団体に対し、優良な種苗の安定供給のために必要な指導及び助言をするものとする。
(品種の開発等)

第十条 知事は、県内の気候、土壌その他の自然条件に適し、新たな需要を創出する主要農作物及び園芸作物の品種の開発に努めるものとする。

2 知事は、前項の品種の開発に係る人材の育成に努めるものとする。
(在来種の保存等)

第十一条 知事は、県内の気候、土壌その他の自然条件に適し、伝統的に栽培されてきた在来種の保存及び活用を図るため、これを生産する者に対し、技術的な支援、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(知的財産権の保護等)

第十二条 知事は、県が開発した品種の流出が山口県の農産物の生産に及ぼす影響に鑑み、当該品種に係る知的財産権を適切に管理し、及び活用するものとする。

2 種苗生産者及び種苗生産関係団体は、県が開発した品種に係る知的財産権の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。
(県民の理解を深めるための措置)

第十三条 知事は、第三条に規定する基本理念に関する県民の理解を深めるよう、広報活動その他の適切な措置を講ずるものとする。
(財政上の措置)

第十四条 県は、優良な種苗の安定供給に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

山口県部制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三号

山口県部制条例の一部を改正する条例

山口県部制条例（昭和三十一年山口県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「産業戦略部」を削り、「商工労働部」を「産業労働部」に改める。

第二条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第六号中「商工労働部」を「産業労働部」に改め、同号(一)中「商業及び工業」を「産業（農林水産業を除く。）」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（山口県使用料手数料条例の一部改正）

2 山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の6の表中「商工労働部関係使用料手数料」を「産業労働部関係使用料手数料」に改める。

（山口県労働審議会条例の一部改正）

3 山口県労働審議会条例（平成十三年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第九十七条第一項」を「第九十一条第一項」に改める。

第九条中「商工労働部」を「産業労働部」に改める。

（地方独立行政法人山口県産業技術センター評価委員会条例の一部改正）

4 地方独立行政法人山口県産業技術センター評価委員会条例（平成二十年山口県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「商工労働部」を「産業労働部」に改める。

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第四号

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山口県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の七へ中「ホ」を「チ」に改め、同号中へをりとし、ハからホまでをへからチまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 法第三条第五項の規定による確認をすること。

ニ 法第八条第二項の規定による返納を受けること。

ホ 法第八条第三項後段の規定により返納を受けること。

別表第十二号の五中「山陽小野田市」の下に「、周防大島町」を加え、同表第十八号の十二レ中「第十四条第四項」を「第十四条第三項」に改め、同表第二十号中「山陽小野田市」の下に「、周防大島町」を加え、同表第三十三号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法」に、「。以下」を「」（以下）に、「法」という。）及び法」を「旧法」という。）及び旧法」に改め、同号イからツまでの規定中「法」を「旧法」に改め、同表中第三十三号の二を削り、第三十三号の三を第三十三号の二とし、第三十三号の四から第三十三号の六までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第一号の七の改正規定 令和五年三月二十七日

二 別表第三十三号の改正規定及び同表中第三十三号の二を削り、第三十三号の三を第三十三号の二とし、第三十三号の四から第三十三号の六までを一号ずつ繰り上げる改正規定 令和五年五月二十六日

（経過措置）

2 改正後の山口県の事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の上欄に掲げる事務のうち、この条例の施行の日前に知事がした許可等の処分その他の行為に係るものについては、改正後の条例第二条の規定は、適用しない。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年三月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第五号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成二十六年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、「（令和四年七月一日から同月三十一日までの間にあつては、百分の六十）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第六号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の8の表二十六の項建築物建築等許可申請手数料に関する部分中「第五十七条の二第三項」を「第五十七条の五第三項」に、

「建築物の高度の許可」

一件につき

十六万円

を

「建築物の高度の許可」

一件につき

十六万円

を

建築基準法第五十二
条第六項第三号の規
定による建築物の容
積率に関する特例の
認定

一件につき

二万七千円

に、「既存建築物を除く」を「建築等に係るものに限

る」に、「建築物の建築」を「建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係るものに限る」に改め、同表三十一の項を次のように改める。

一三十
削除

別表第一の8の表三十三の四の項低炭素建築物新築等計画認定申請手数料に関する部分の(四)中「非住宅建築物」を「非住宅建築物等」に改め、同部分の(四)を同部分の(六)とし、同部分の(三)中「非住宅建築物」の下に「又は複合建築物に係る非住宅部分(以下この項、次項及び三十三の六の項において「非住宅建築物等」という。)」を加え、同部分の(三)を同部分の(五)とし、同部分の(二)中「のうち住戸の部分」を「に係る住宅部分(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)」に改め、同部分中(二)を(四)とし、(四)の前に次のように加える。

申請に係る戸数が一戸のもの 一件につき	二万四千円
申請に係る戸数が二戸以上五戸以下のもの 一件につき	五万六千円
申請に係る戸数が六戸以上十戸以下のもの 一件につき	六万六千円
申請に係る戸数が十一戸以上二十戸以下のもの 一件につき	八万九千円
申請に係る戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの 一件につき	十二万六千円

(三) 共同住宅等又は
複合建築物に係る
住宅部分(誘導仕
様基準による認定

<p>(一) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号。以下「省令」といふ。）の六の項において「省令」という語を「第十条第二号イ(2)及び同号ロ(2)以下この項及び三十三の六の項に於いて「誘導仕様基準」という。）による認定に係るものに限る。）</p>	<p>床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一件につき</p>	<p>二万円</p> <p>二万四千円</p>
---	---	-------------------------

別表第一の8の表三十三の四の項低炭素建築物新築等計画認定申請手数料に関する部分の(一)中「住宅」の下に「(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)」を加え、同部分中(一)を(二)とし、(二)の前に次のように加える。

<p>に係るものに限る。)</p>	<p>申請に係る戸数が五十一戸以上百戸以下のもの 一件につき</p> <p>申請に係る戸数が百一戸以上二百戸以下のもの 一件につき</p> <p>申請に係る戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの 一件につき</p> <p>申請に係る戸数が三百一戸以上のもの 一件につき</p>	<p>十九万九千円</p> <p>三十二万五千円</p> <p>四十三万七千円</p> <p>四十五万千円</p>
-------------------	--	---

別表第一の8の表三十三の四の項低炭素建築物新築等計画認定申請手数料に関する部分の備考1中「の建築物全体について又は共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分」を「又は複合建築物に係る住宅部分」に改め、「当該共同住宅等」の下に「又は複合建築物に係る住宅部分」を加え、「全体の」を削り、「(二)」を「(三)又は(四)」に、「非住宅建築物」を「非住宅建築物等」に、「(三)」を「(五)」に改め、同備考2中「非住宅建築物の建築物全体」を「非住宅建築物等」に、「当該非住宅建築物」を「当該非住宅建築物等」に、「(三)」を「(五)」に、「(四)」を「(六)」に改め、同備考3中「又は複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について」を削り、同備考4の一中「三万四千元」を「一万五千元」に改め、同備考4の二中「四万二千元」を「一万九千元」に改め、同備考11を同備考13とし、同備考10中「8」を「10」に、「9」を「11」に改め、同備考10を同備考12とし、同備考9中「6」を「8」に、「7」を「9」に改め、同備考9を同備考11とし、同備考8中「5」を「6又は7」に、「6」を「8」に改め、同備考8を同備考10とし、同備考7中「(四)」を「(六)」に改め、同備考7を同備考9とし、同備考6中「(三)」を「(五)」に改め、同備考6を同備考8とし、同備考5中「(二)」を「(四)」に改め、同備考5を7とし、4の次に次のように加える。

5 (二)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- 一 二百平方メートル未満のもの 三万四千元
- 二 二百平方メートル以上のもの 四万二千元

6 (三)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- 一 一戸のもの 一万九千元
- 二 二戸以上五戸以下のもの 四万六千元
- 三 六戸以上十戸以下のもの 五万円
- 四 十一戸以上二十五戸以下のもの 六万二千元
- 五 二十六戸以上五十戸以下のもの 八万円
- 六 五十一戸以上百戸以下のもの 十一万九千元
- 七 百一戸以上二百戸以下のもの 十九万八千元
- 八 二百一戸以上三百戸以下のもの 二十七万七千元

九 三百一戸以上のもの 二十八万円

別表第一の8の表三十三の四の項低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料に関する部分の四中「非住宅建築物」を「非住宅建築物等」に改め、同部分の(四)を同部分の(六)とし、同部分の(三)中「非住宅建築物」を「非住宅建築物等」に改め、同部分の(三)を同部分の(五)とし、同部分の(二)中「のうち住戸の部分」を「に係る住宅部分(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)」に改め、同部分中(二)を(四)とし、(四)の前に次のように加える。

(三) 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)	変更に係る戸数が一戸のもの 一件につき	一万二千元
	変更に係る戸数が二戸以上五戸以下のもの 一件につき	二万八千元
	変更に係る戸数が六戸以上十戸以下のもの 一件につき	三万三千元
	変更に係る戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの 一件につき	四万五千元
	変更に係る戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの 一件につき	六万四千元
	変更に係る戸数が五十一戸以上百戸以下のもの 一件につき	十万円
	変更に係る戸数が百一戸以上二百戸以下のもの 一件につき	十六万四千元
変更に係る戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの 一件につき	二十一万九千元	
変更に係る戸数が三百一戸以上のもの	二十八万円	

もの	一件につき	二十二万六千円
----	-------	---------

別表第一の8の表三十三の四の項低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料に関する部分の(一)中「住宅」の下に「(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)」を加え、同部分中(一)を(二)とし、(二)の前に次のように加える。

(一) 一戸建ての住宅 (誘導仕様基準による認定に係るものに限定。)	床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一件につき	一万円
	床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一件につき	一万二千元

別表第一の8の表三十三の四の項低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料に関する部分の備考1中「の建築物全体について又は共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分」を「又は複合建築物に係る住宅部分」に改め、「当該共同住宅等」の下に「又は複合建築物に係る住宅部分」を加え、「全体の」を削り、「(二)」を「(三)又は(四)」に、「非住宅建築物」を「非住宅建築物等」に、「(三)」を「(五)」に改め、同備考2中「非住宅建築物の建築物全体」を「非住宅建築物等」に、「当該非住宅建築物」を「当該非住宅建築物等」に、「(三)」を「(五)」に、「(四)」を「(六)」に改め、同備考3中「又は複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について」を削り、同備考11を同備考13とし、同備考10中「8」を「10」に、「9」を「11」に改め、同備考10を同備考12とし、同備考9中「6」を「8」に、「7」を「9」に改め、同備考9を同備考11とし、同備考8中「5」を「6又は7」に、「6」を「8」に改め、同備考8を同備考10とし、同備考7中「(四)」を「(六)」に改め、同備考7を同備考9とし、同備考6中「(三)」を「(五)」に改め、同備考6を同備考8とし、同備考5中「(二)」を「(四)」に改め、同備考中5を7とし、7の前に次のように加える。

- 6 (三)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。
- 一 一戸のもの 九千円
 - 二 二戸以上五戸以下のもの 二万三千元

- 三 六戸以上十戸以下のもの 二万五千円
- 四 十一戸以上二十五戸以下のもの 三万千円
- 五 二十六戸以上五十戸以下のもの 四万千円
- 六 五十一戸以上百戸以下のもの 六万円
- 七 百一戸以上二百戸以下のもの 十万円
- 八 二百一戸以上三百戸以下のもの 十三万九千円
- 九 三百一戸以上のもの 十四万円

別表第一の8の表三十三の四の項低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料に関する部分の備考4中「(一)」を「(二)」に改め、同備考中4を5とし、3の次に次のように加える。

4 (一)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- 一 二百平方メートル未満のもの 七千円
- 二 二百平方メートル以上のもの 九千円

別表第一の8の表三十三の五の項建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に関する部分の(一)中「非住宅建築物又は複合建築物に係る非住宅部分(以下この項及び次項において「非住宅建築物等」という。)」を「非住宅建築物等」に、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号。次項において「省令」という。)」を「省令」に改め、同表三十三の六の項建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料に関する部分の(五)中「のうち住戸の部分」を「に係る住宅部分」に、「設計一次エネルギー消費量を算出しないもの」を「誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)」に改め、同部分中(五)を(八)とし、(八)の前に次のように加える。

(七) 共同住宅等又は複合建築物に係る	申請に係る戸数が四戸以下のもの 一件につき	五万三千円
	申請に係る戸数が五戸以上十五戸	

別表第一の8の表三十三の六の項建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料に関する部分の(四)中「のうち住戸の部分」を「に係る住宅部分」に、「設計一次エネルギー消費量を算出するもの」を「誘導設計一次エネルギー消費量を算出するもの(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)」に改め、同部分中(四)を(六)とし、(六)の前に次のように加える。

住宅部分であつて、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出したもの(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)	以下のもの 一件につき 申請に係る戸数が十六戸以上四十戸以下のもの 一件につき 申請に係る戸数が四十六戸以上のもの 一件につき	七万三千元 十二万五千元 二十万三千元
---	--	---------------------------

(五) 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であつて、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出するもの(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)	申請に係る戸数が四戸以下のもの 一件につき 申請に係る戸数が五戸以上十五戸以下のもの 一件につき 申請に係る戸数が十六戸以上四十戸以下のもの 一件につき 申請に係る戸数が四十六戸以上のもの 一件につき	十六万二千元 十八万千元 二十三万三千元 三十一万千元
--	---	--------------------------------------

別表第一の8の表三十三の六の項建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料に関する部分の(三)中「住宅」の下に「(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)」を加え、同部分中(三)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。

(三) 一戸建ての住宅	床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万円
-------------	----------------------	-----

(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)	一件につき 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一件につき	二万千円
------------------------	--	------

別表第一の8の表三十三の六の項建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料に関する部分の備考2中「、複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物全体並びに住戸の部分及び非住宅部分について」を削り、「のうち非住宅部分」を「に係る非住宅部分」に、「のうち住戸の部分」を「に係る住宅部分」に、「(四)又は(五)」を「(五)から(八)までのいずれか」に改め、同備考9を同備考12とし、同備考8中「6又は7」を「7から10までのいずれか」に改め、同備考8を同備考11とし、同備考7中「(五)」を「(八)」に改め、同備考中7を10とし、10の前に次のように加える。

9 (七)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- 一 四戸以下のもの 四万三千円
- 二 五戸以上十五戸以下のもの 五万三千円
- 三 十六戸以上四十五戸以下のもの 八万円
- 四 四十六戸以上のもの 十二万三千円

別表第一の8の表三十三の六の項建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料に関する部分の備考6中「(四)」を「(六)」に改め、同備考中6を8とし、8の前に次のように加える。

7 (五)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- 一 四戸以下のもの 十五万二千円
- 二 五戸以上十五戸以下のもの 十六万千円
- 三 十六戸以上四十五戸以下のもの 十八万八千円
- 四 四十六戸以上のもの 二十三万千円

別表第一の8の表三十三の六の項建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料に関する部分の備考5中「(三)」を「(四)」に改め、同備考中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 (三)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- 一 二百平方メートル未満のもの 一万五千元
- 二 二百平方メートル以上のもの 一万六千元

別表第一の8の表三十三の六の項建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料に関する部分の(五)中「のうち住戸の部分」を「に係る住宅部分」に、「設計一次エネルギー消費量を算出しないもの」を「誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)」に改め、同部分中(五)を(八)とし、(八)の前に次のように加える。

(七) 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であつて、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの(誘導仕様基準による認定に係るものに限り。)	申請に係る戸数が四戸以下のもの 一件につき	二万七千元
	申請に係る戸数が五戸以上十五戸以下のもの 一件につき	三万六千元
	申請に係る戸数が十六戸以上四十戸以下のもの 一件につき	六万三千元
	申請に係る戸数が四十六戸以上のもの 一件につき	十万二千元

別表第一の8の表三十三の六の項建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料に関する部分の(四)中「のうち住戸の部分」を「に係る住宅部分」に、「設計一次エネルギー消費量を算出するもの」を「誘導設計一次エネルギー消費量を算出するもの(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)」に改め、同部分中(四)を(六)とし、(六)の前に次のように加える。

申請に係る戸数が四戸以下のもの	八万千元
-----------------	------

<p>(五) 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であつて、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出するもの(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)</p>	<p>一件につき 申請に係る戸数が五戸以上十五戸以下のもの 一件につき 申請に係る戸数が十六戸以上四十五戸以下のもの 一件につき 申請に係る戸数が四十六戸以上のもの</p>	<p>九万千円 十一万八千円 十五万六千円</p>
---	--	-----------------------------------

別表第一の8の表三十三の六の項建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料に関する部分の(三)中「住宅」の下に「(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)」を加え、同部分中(三)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。

<p>(三) 一戸建ての住宅(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)</p>	<p>床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一件につき 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一件につき</p>	<p>一万円 一万千円</p>
--	--	---------------------

別表第一の8の表三十三の六の項建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料に関する部分の備考3中「複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について」を削り、「のうち非住宅部分」を「に係る非住宅部分」に、「のうち住戸の部分」を「に係る住宅部分」に、「(四)又は(五)」を「(五)から(八)までのいずれか」に改め、同備考10を同備考13とし、同備考9中「7又は8」を「8から11までのいずれか」に改め、同備考9を同備考12とし、同備考8中「(五)」を「(八)」に改め、同備考中8を11とし、11の前に次のように加える。

10 (七)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- 一 四戸以下のもの 二万二千円

- 二 五戸以上十五戸以下のもの 二万六千円
- 三 十六戸以上四十五戸以下のもの 四万円
- 四 四十六戸以上のもの 六万二千元

別表第一の 8 の表三十三の六の項建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料に関する部分の備考 7 中「(四)」を「(六)」に改め、同備考中 7 を 9 とし、9 の前に次のように加える。

8 (五)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- 一 四戸以下のもの 七万六千円
- 二 五戸以上十五戸以下のもの 八万円
- 三 十六戸以上四十五戸以下のもの 九万五千元
- 四 四十六戸以上のもの 十一万六千円

別表第一の 8 の表三十三の六の項建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料に関する部分の備考 6 中「(三)」を「(四)」に改め、同備考中 6 を 7 とし、5 の次に次のように加える。

6 (三)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- 一 二百平方メートル未満のもの 七千円
- 二 二百平方メートル以上のもの 八千円

別表第一の 8 の表三十三の六の項建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料に関する部分の(三)及び(四)中「第一条第一項第二号イ(2)(i)」を「第一条第一項第二号イ(2)」に改め、同部分の(五)から(八)までの規定中「第一条第一項第二号イ(2)(ii)」を「第一条第一項第二号イ(2)」に改め、同部分の備考 1 中「のうち非住宅部分」を「に係る非住宅部分」に、「のうち住戸の部分」を「に係る住宅部分」に改め、別表第一の 11 の表中九の二の項を九の三の項とし、九の項の次に次のように加える。

二九の 特定自動運 行の許可に 関する事務	特定自動運 行許可申請 手数料	特定自動運行の許可 特定自動運行計画の 変更の許可	一件につき 一件につき	七万九千二百円 七万八千五百円
--------------------------------	-----------------------	---------------------------------	----------------	--------------------

別表第二の二の項中「二千円」の下に「(旅券法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、四千円)」を加え、

「一般旅券の査証欄の増補

一件につき

五百円

を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第二の二の項の改正規定 令和五年三月二十七日
- 二 別表第一の八の表二十六の項及び二十七の項並びに別表第一の11の表の改正規定 令和五年四月一日
- 三 別表第一の八の表三十一の項の改正規定 令和五年五月二十六日

山口県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

山口県条例第七号

山口県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

山口県道路占用料徴収条例(昭和二十九年山口県条例第十九号)の一部を次のように改正する。
別表の備考以外の部分を次のように改める。

山口県知事 村岡 嗣 政

占 用 物 件	単	占	占 用 物 件 の 所 在 地
	位	用	

法第三十 二条第一 項に掲げ る工に 関係する													
郵便差出箱及び信書便差出箱	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電 話所	地下に設ける変圧器	路上に設ける変圧器	地下に設ける電線その他の線類	共架電線その他上空に設ける線類	その他の柱類	第三種電話柱	第二種電話柱	第一種電話柱	第三種電柱	第二種電柱	第一種電柱	
年一個につき一	年一個につき一	占用面積一平 方メートルに つき一年	年一個につき一	長さ一メー トルにつき一 年	長さ一メー トルにつき一 年	長さ一メー トルにつき一 年	年一本につき一	年一本につき一	年一本につき一	年一本につき一	年一本につき一	年一本につき一	
四二〇円	一、〇〇〇円	三〇〇円	四九〇円	三元	五円	五一元	一、一〇〇円	八一〇円	五一〇円	一、二〇〇円	八七〇円	五七〇円	甲地
三六〇円	八五〇円	二六〇円	四二〇円	三元	四円	四三元	九四〇円	六八〇円	四三〇円	九九〇円	七三〇円	四八〇円	乙地
三三〇円	七八〇円	二二〇円	三八〇円	二元	四円	三九円	八五〇円	六二〇円	三九〇円	九〇〇円	六七〇円	四三〇円	丙地

		法第30条第2項に掲げる物件										
法第22条第5項の規定による設置		法第22条第5項の規定による設置								その他のもの	広告塔	
地下に設けるもの		外径が一メートル以上のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル未満のもの		
長さ一メートル		長さ一メートルにつき一年								占用面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	
三円		六一〇円	三〇〇円	二一〇円	一一〇円	九一円	六一円	四五円	三〇円	二一円	一、〇〇〇円	一、八〇〇円
三円		五一〇円	二六〇円	一八〇円	一〇〇円	七七円	五一円	三八円	二六円	一八円	八五〇円	八七〇円
二円		四七〇円	二三〇円	一六〇円	九三円	七〇円	四七円	三五円	二三円	一六円	七八〇円	五九〇円

法第三十二條第一項第四号に掲げる施設	法第三十條第一項第五号に掲げる施設			法第三十條第一項第三号に掲げる施設			その他のもの	自動運行補助施設	検知の対象として設置するその他のもの
	地下街及び地下室	上空に設ける通路	地下に設ける通路	その他のもの	道路の構造又は交通の状況を示す標示柱その他の柱類	その他のもの			
祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に	地下街及び地下室	上空に設ける通路	地下に設ける通路	その他のもの	道路の構造又は交通の状況を示す標示柱その他の柱類	その他のもの	自動運行補助施設	検知の対象として設置するその他のもの	その他のもの
占用面積一平	占用面積一平	占用面積一平	占用面積一平	占用面積一平	占用面積一平	占用面積一平	占用面積一平	占用面積一平	ルにつき一年
	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一〇円
	八五〇円	二六〇円	四三〇円	八五〇円	八五〇円	二六〇円	四三〇円	六八〇円	九円
	七八〇円	一八〇円	二九〇円	七八〇円	七八〇円	二六〇円	三九〇円	六二〇円	八円

令第七条第三号に掲げる施設	令第七条第二号に掲げる工作物	道 路 法 施 示 令 第 七 十 七 号 表 一 第 一 条 第 一 項 第 三 十 二 号 掲 げ る 施 設										
		アーチ		幕（令第四号に掲げる工事用施設であつて、そのものを除く。）		旗ざお		標識	看板（アーチを除く。）		その他のもの	設けるもの
		その他のもの	車道を横断するもの	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		その他のもの	一時的に設けるもの		
占用面積一平方メートルにつき一年	一基につき一月	その面積一平方メートルにつき一月	その面積一平方メートルにつき一日	一本につき一月	一本につき一日	一本につき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一月	占用面積一平方メートルにつき一月	方メートルにつき一日		
Aに〇・〇三二を乗じて得た額	一、〇〇〇円	九〇〇円	一、八〇〇円	一八〇円	一八〇円	一八〇円	八二〇円	一、八〇〇円	一八〇円	一八〇円	一八〇円	
	八五〇円	四三〇円	八七〇円	八七円	八七円	九円	六八〇円	八七〇円	八七円	八七円	九円	
	七八〇円	二九〇円	五九〇円	五九円	五九円	六円	六二〇円	五九〇円	五九円	五九円	六円	

令第七号に掲げる自動車駐車施設		令第七号に掲げる施設		令第七号に掲げる施設					令第七号第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設	令第七号第四号に掲げる工事用材料	
建築物	その他のもの	建築物	その他のもの	その他のもの	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	上空に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	令第七号第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設	令第七号第四号に掲げる工事用材料	
					階数が三以上のもの	階数が二のもの					階数が一のもの
占用面積一平方メートルにつき一年		占用面積一平方メートルにつき一年		占用面積一平方メートルにつき一年		占用面積一平方メートルにつき一年		占用面積一平方メートルにつき一年		占用面積一平方メートルにつき一年	
Aに〇・〇一を乗じて得	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額
Aに〇・〇四を乗じて得	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇四を乗じて得た額
Aに〇・〇五を乗じて得	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇五を乗じて得た額
									Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額
									一〇〇円	一八〇円	一八〇円
									八五円	八七円	八七円
									七八円	五九円	五九円

令第七条第十四号に掲げる施設	令第七条第十三号に掲げる施設			令第七条第十二号に掲げる器具	令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物			場
	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの		トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの	
Aに〇・〇三二を乗じて得た額	Aに〇・〇三二を乗じて得た額	Aに〇・〇三二を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇三二を乗じて得た額	Aに〇・〇二二を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	た額
			Aに〇・〇一五を乗じて得た額				Aに〇・〇一五を乗じて得た額	た額
			Aに〇・〇二二を乗じて得た額				Aに〇・〇二二を乗じて得た額	た額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十二条第一項又は第三項の許可を受けて設置されている同法第三十九条の八に規定する占用物件で改正後の山口県道路占用料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第一項の規定により算定した占用料の額（以下「新占用料額」という。）が改正前の山口県道路占用料徴収条例第二条第一項の規定により算定した占用料の額に百分の百二十

を乗じて得た額を超えるものの占用料の額については、改正後の条例第二条第一項の規定にかかわらず、新占用料額を限度として知事が別に定めることができる。

山口県収入証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第八号

山口県収入証紙条例の一部を改正する条例

山口県収入証紙条例（昭和三十九年山口県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条ただし書中「当該歳入が」の下に「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われる申請等又は」を加える。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第九号

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例（昭和六十年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表山口県減債基金の項の次に次のように加える。

<p>山口県退職手当基金</p>	<p>退職手当の支給に必要な財源を確保し、財政の健全な運営に資すること。</p>	<p>退職手当を支給するための財源に充てるとき。</p>
<p>山口県安心・安全基盤強化基金</p>	<p>県民生活における安心及び安全を確保するための基盤の強化を図ること。</p>	<p>中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。</p>
<p>別表山口ゆめ花博基金の項の次に次のように加える。</p>		
<p>山口県デジタル実装推進基金</p>	<p>地域の社会課題の解決及び新たな価値の創造に資するデジタル実装の推進を図ること。</p>	<p>中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。</p>
<p>別表山口県産業人材確保基金の項の次に次のように加える。</p>		
<p>山口県脱炭素社会実現基金</p>	<p>脱炭素社会を実現するための施策の推進を図ること。</p>	<p>中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。</p>
<p>別表に次のように加える。</p>		
<p>山口県活性化・県民活力創出基金</p>	<p>山口県内外の交流の活性化及び県民の新たな活力の創出を図ること。</p>	<p>中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表山口県減債基金の項の次に次のように加える改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十号

子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例（平成十九年山口県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第二号中「第七十七条第四項各号」を「第七十二条第四項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十一号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。
第六条の次に次の三条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第六条の二 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く。以下この条において同じ。）は、感染症又は非常災害の発生時における入所者に対する支援の提供の継続的な実施及び早期の業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。
（安全計画の策定等）

第六条の三 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員及び児童に対する児童福祉施設における生活（当該児童福祉施設外での活動及び取組を含む。）その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に行わなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて、安全計画の変更を行うものとする。
（自動車を行う場合の所在の確認）

第六条の四 児童福祉施設は、児童の当該児童福祉施設外での活動及び取組のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、規則で定めるところにより、児童の所在を確認しなければならない。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十四条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、入所者の居室及び各児童福祉施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第四十九条に次の一項を加える。

8 第十四条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第五十二条に次の一項を加える。

2 第十四条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

附則第三項中「乳児四人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の下に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例第六条の三第一項に規定する児童福祉施設（保育所を除く。）に対する同条の規定の適用については、この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間は、同項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と、同条第三項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」と、同条第四項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十二号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

第一条 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

6 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第十一条の二の次に次の二条を加える。

（安全計画の策定等）

第十一条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者及び障害児に対する指定児童発達支援事業所における生活（当該指定児童発達支援事業所外での活動及び取組を含む。）その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容について周知するよう努めなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて、安全計画の変更を行うよう努めるものとする。
（自動車を行くする場合の所在の確認）

第十一条の四 指定児童発達支援事業者は、障害児の当該指定児童発達支援事業所外での活動及び取組のための移動その他の障害児の移動のために自動車を行なうときは、規則で定めるところにより、障害児の所在を確認しなければならない。

第十九条 削除

第二十五条に次の一項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第二条 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第十一条の三第一項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条第二項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「周知するよう努めなければ」を「周知しなければ」に改め、同条第四項中「よう努める」を削る。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中第十九条の改正規定 公布の日
- 二 第二条の規定 令和六年四月一日

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十三号

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

第一条 指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の二条を加える。

(安全計画の策定等)

第八条の二 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設定の安全点検、従業者及び障害児に対する指定福祉型障害児入所施設における生活（当該指定福祉型障害児入所施設外での活動及び取組を含む。）その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて、安全計画の変更を行うよう努めるものとする。
(自動車を行う場合の所在の確認)

第八条の三 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の当該指定福祉型障害児入所施設外での活動及び取組のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、規則で定めるところにより、障害児の所在を確認しなければならない。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

第二条 指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条第二項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「よう努める」を削る。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第十六条の改正規定 公布の日

二 第二条の規定 令和六年四月一日

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

も園の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第二条第三十八号の自動車を行なう場合であつて、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備えることにつき困難な事情があるときは、この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間は、当該自動車にブザー等を備えて同条第三十七号に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。ただし、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十五号

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年山口県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。
第五条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

第八条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

第九条中「第七条まで、第十条から第十二条まで」を「第六条の二まで、第七条、第十条、第十二条」に改め、同条の表第五条並びに第六条第一項及び第二項の項の次に次のように加える。

第六条の二第一項

入所者に対する支援の提供の継続的な実施及び

園児の教育及び保育（満三歳に満たない園児については、その保育）の継続的な実施並びに

第九条の表第十一条の項を削る。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第九条の表第十一条の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

山口県農林総合技術センター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第十六号

山口県農林総合技術センター条例等の一部を改正する条例

（山口県農林総合技術センター条例及び病害虫防除所等に関する条例の一部改正）

第一条 次に掲げる条例の規定中「山口市」を「防府市」に改める。

一 山口県農林総合技術センター条例（平成十九年山口県条例第五号）第二条の表

二 病害虫防除所等に関する条例（昭和三十九年山口県条例第七十四号）第一条の表

（山口県使用料手数料条例の一部改正）

第二条 山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の7の表一の項中

乳用牛等育成管理施設

一日一頭につき

八百四十円の範囲内で知事が定める額

を

乳用牛等育成管理施設

八百四十円の範囲内で知

真空凍結乾燥機	一時間につき	百五十円
加熱乾燥機	一時間につき	六十円
製粉機	一時間につき	八十円
スプレードライヤー	一時間につき	二百七十円
ミンサー	一時間につき	五十円
みそこし機	一時間につき	九十円
パルパーフイニツシヤ	一時間につき	百七十円
電動搾油機	一時間につき	六十円
蒸気式回転釜	一時間につき	二百二十円
香料水蒸気蒸留装置	一時間につき	五十円
高温高圧調理殺菌機	一時間につき	四百二十円
圧搾搾汁機	一時間につき	二百二十円

分の次に次のように加える。

備考 十九歳未満の者又は十九歳以上の者で学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の生徒であるものが農業者研修教育施設又は森林・林業研修施設を使用する場合には、使用料を徴収しないものとする。	設	一日一頭につき
		事が定める額

に改め、同項農林総合技術センター使用料に関する部

		機器使用料
冷風乾燥機	一時間につき	百五十円
ソーセージ用スタック フアー	一時間につき	九十円
チョップカッター	一時間につき	五十円
肉用ミンサー	一時間につき	八十円
冷蔵庫	一時間につき	七十円
冷凍庫	一時間につき	七十円
燻煙機	一時間につき	百八十円
スチームコンベクションオーブン	一時間につき	二百四十円
フライヤー	一時間につき	八十円
ガス置換真空包装機	一時間につき	百円
真空包装機	一時間につき	六十円
肉用スライサー	一時間につき	六十円
パン用スライサー	一時間につき	四十円
インキュベーター	一時間につき	六十円
オートクレーブ	一時間につき	九十円
簡易栄養成分分析装置	一時間につき	七百七十円
クリーンベンチ	一時間につき	二百三十円
水分活性測定装置	一時間につき	二百円
ストマツカー	一時間につき	九十円

備考

学校教育法に規定する学校（大学を除く。）が教育活動として使用する場
合においては、使用料を徴収しないものとする。

別表第一の7の表一の項の備考を削る。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第十七号

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例

山口県工業用水道条例（昭和三十七年山口県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二小瀬川工業用水道の項中「七円八十銭」を「七円」に、「五円九十銭」を「五円三十銭」に、「二円五十銭」を「二円九十銭」に、「二円六十銭」を「二円八十銭」に改め、同表周南工業用水道の項中「二十二円八十銭」を「二十一円八十銭」に、

五十銭	六円五十銭
-----	-------

を

六十銭	六円二十銭
-----	-------

に、「七十銭」を「二円二十

銭」に改め、同表向道・川上工業用水道の項中「四円七十銭」を「四円九十銭」に、「四円九十銭」を「五円十銭」に、「二十銭」を「四十銭」に、「二円」を「二円十銭」に改め、同表厚東川工業用水道の項中「五円十銭」を「四円六十銭」に、「五円六十銭」を「五円二十銭」

に、

五十銭	五十銭
-----	-----

を

一円	一円二十銭
----	-------

に、

五十銭	九円六十銭
-----	-------

を

一円二十銭	九円六十銭
-------	-------

に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十八号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

山口県学校職員定数条例（昭和三十一年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二、〇一八人」を「二、〇〇三人」に、「四五五人」を「四五七人」に、「二、四七三人」を「二、四六〇人」に改め、同条第三号中「一、二六三人」を「一、二四五人」に、「一五六人」を「一五五人」に、「二、四一九人」を「二、四〇〇人」に改め、同条第四号中「二、九一四人」を「二、八八四人」に、「二六二人」を「二五七人」に、「三、〇七六人」を「三、〇四一人」に改め、同条第五号中「四、九八九人」を「四、九四三人」に、「三三一人」を「三三五人」に、「五、三二〇人」を「五、二六八人」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

山口県立博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十九号

山口県立博物館条例の一部を改正する条例

山口県立博物館条例（昭和三十九年山口県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十八条の規定に基づき」を「県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月十四日
印刷発行

発行人
所

山口県知事
庁